

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 19 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

令和 6 年度優良木造建築物等整備推進事業の
募集要領・応募様式（案）について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建築物の木造化に係る支援制度（令和 6 年度予算）として、「優良木造建築物等整備推進事業」を盛り込んでおり、予算成立後、これらの補助制度により木造建築物等のプロジェクトに対し支援を行うこととしています。

先般、本事業の活用見込みに関する調査（20240213 事務連絡）にご協力いただいたところですが、この度、国土交通省より、本事業の募集要領・応募様式（案）の事前周知がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添 1）令和 6 年度優良木造建築物等整備推進事業 募集要領（案）

（別添 2）補助事業概要

【参考 URL】

優良木造建築物等整備推進事業（国土交通省 HP）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

以上

【担当】 事業部 川瀬

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

I. 普及枠

補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 一定規模以上であること
※建築基準法上、耐火構造又は準耐火構造が求められるものに限る
共同住宅・事務所：階数4以上
非住宅(事務所除く)：階数3以上 又は 延べ面積3,000超
- ③ 不特定の者 又は 特定多数の者の利用に供する用途
- ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 再造林 又は 再利用等に資する取組がなされること等

補助率・補助上限額

- 補助率
 - 【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内
 - 【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/3以内
又は 建設工事費の7%以内
- 補助上限額 **2億円**

II. 先導枠

補助要件

- ① 防火・構造等に関して先導性を有すること
※有識者委員会により先導性を評価
- ② 普及枠の補助要件を満たすこと

補助率・補助上限額

- 補助率
 - 【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内
 - 【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/2以内
又は 建設工事費の10%以内
- 補助上限額 **3億円**

【補助対象のイメージ】



5階建て共同住宅



11階建て純木造